

令和7年4月

警報発令時における認定こども園・保育園の登降園について

羽曳野市こどもえがお部こども保育課

近年、暴風、豪雨、洪水、土砂災害等の気象災害による被害が毎年のように発生しています。このような状況を鑑みて園児の安全確保の観点から、今年度より下記の対応とします。

これまで警報発令時における休園等の対応は、『台風接近等に伴う暴風警報』または『特別警報』のみでしたが「台風接近等に伴う」の部分が削除され、『大雨警報』『洪水警報』も自宅待機等の対象となります。(下線部分が変更点です。)

令和7年4月1日より適用

	変更前	変更後
警報の種別	台風接近等に伴う暴風警報・特別警報	暴風警報・ <u>大雨警報・洪水警報</u> ・特別警報
園運営時間	7時時点発令：自宅待機 7時以降発令：発令時から休園・お迎え ※10時までに発令の場合は給食無し 10時時点発令：終日休園 10時時点解除：正午から保育（給食無し）	